

飲酒運転撲滅対策事業(飲酒運転撲滅活動アドバイザー登録・派遣事業)

1 趣旨・目的

飲酒運転撲滅の実現のために実施するもの。

2 事業内容

【内容】

県が、飲酒運転撲滅活動に関する高い見識と経験を有する人材を「福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー」として登録し、飲酒運転撲滅に取り組む市町村、地域団体、事業者、特定事業者等の求めに応じ派遣する。

【対象団体】

市町村、地域団体、事業者及び特定事業者等

【対象事業】

アドバイザーの派遣は、次の要件を満たすものとする。

(1)県民を対象に、次のいずれかの目的で開催されるものであること。

①飲酒運転の実態と結果の重大性及び交通法規に関する知識の習得による、
飲酒運転撲滅意識の醸成

②アルコールが身体に及ぼす影響や、問題飲酒行動の早期認識と対処の方法
に関する知識の習得による、飲酒運転防止効果の推進

③その他、飲酒運転撲滅活動の推進のための知事が適当と認めた事業

(2)おおむね30名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。

(3)営利目的、政治思想や宗教の講義等を広める目的で開催されるものでないこと。

【募集・受付時期】

随時受付

※研修会、講演会などが決まったら、県へ申請してください。アドバイザーの日程調節やアドバイザーの選定などの事前相談も可能ですので、気軽にお問い合わせください。

【補助・助成額】

アドバイザーの派遣に要する経費(講師謝金、交通費)は県が負担する。

【問い合わせ先・関連HP】

総務課消防防災係 電話：947-1113